

菊陽町保育業務支援システム導入業務 機器等明細書

1. タブレット端末

- ・本体に内蔵するストレージは 32GB 以上とする。
- ・画面のサイズは 9~14 インチ程度とする。
- ・無線 LAN (IEEE802.11a/b/g/n/ac) 機能を有すること。
- ・ケースを除いた本体重量は概ね 500g 以内とする。
- ・インカメラ及びアウトカメラを内蔵すること。アウトカメラは 8 メガピクセル相当以上の解像度を有すること。
- ・最大 10 時間程度バッテリー駆動するものとする。
- ・充電アダプタ及び充電用ケーブルが付属されていること。
- ・直感的なユーザーインターフェースを備えるほか、耐久性に優れる素材（軽量の金属等）を使用した製品を選定 すること。

2. タブレット端末用ケース

- ・就学前児童が複数いる状況で使用することを想定し、概ね以下の条件を満たす製品を選定 すること。
- ・耐久性を考慮し、容易に破損・摩耗する素材を使用していないこと。
- ・突起等の危険な部材を使用していないこと。
- ・ケースを装着したままでのタブレット端末の充電が可能であること。

3. タブレット端末用キーボード

- ・タブレット端末本体に内蔵する物理インターフェースに直接接続する形式とすること。ただし、価格の低減の観点からこのような形式の採用が困難な場合は、Bluetooth 接続方式のキーボードを提案することも可とする（Bluetooth 接続方式のキーボードを提案する場合、タブレット端末とのペアリングが全台必要であることに留意すること）。
- ・日本語 JIS キーボードとすること。
- ・タブレット端末を机上に自立させるためのスタンド機能を有すること。若しくは、別途スタンドを付属すること。

4. 登降園管理用機器

- ・導入するタブレット端末に接続し使用できる機器であること。
- ・IC カードや QR コードなど複数の方法での使用を可能とすること。